

## 鶴瀬スカイマンション管理組規約

本規約は「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、鶴瀬スカイマンションの敷地ならびに建物の共用部分及び共用施設の共同利用ならびに維持管理等について区分所有者全員の合意により定められたものである。

### 第1章 総 訓

(名 称)

第1条 本組合は鶴瀬スカイマンション管理組合と称する。

(目 的)

第2条 組合は下記表示の鶴瀬スカイマンションの建物、その敷地及び附属施設の管理使用に伴う区分所有者の共同利益を維持するために必要な協議及び業務を行うことを目的とする。

(規約の対象物)

第3条 この規約の対象となるマンションの建物、敷地及び附属施設は下記のとおりである。

(1) 建物

埼玉県富士見市関沢2丁目16-47  
鉄筋コンクリート造5階建共同住宅1棟  
延面積 2730.68㎡  
総戸数 50戸

(2) 敷地

埼玉県富士見市関沢2丁目16-47  
宅地 1844.54㎡

(3) 附属施設及び設備

(イ) 附属施設 自転車置場、共同TVアンテナ、フェンス、高架水槽、  
受水槽、集合郵便受、プロパン庫

(ロ) 給排水設備(配管)、電気設備(配管)、ガス配管設備

(ハ) 上記に属さないその他一切の施設、設備(但し専有部分に属する部分を除く)

(事務所の住所)

第4条 組合は事務所を本件建物内におく。

(区分所有権の対象)

第5条 第3条の建物の内、区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住宅とする。

(2) 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。

- 一 天床、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。
- 二 玄関扉は、錠及び内装塗装部分を専有部分とする。

三 窓枠及び窓ガラスは専有部分に含まれないものとする。

(3) 第1項又は、前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは専有部分とする。

(共用物の範囲)

第6条 前条以外の建物の部分及び附属施設、設備はすべて共用部分とし、第3条の敷地と共に区分所有者全員の共有とする。その持分の割合は専有部分の床面積の割合による。

- 一 階段室、屋上、受水槽、自転車置場、共同TVアンテナ、野外灯、プロパン庫、廊下、内外壁、界壁、床スラブ、基礎部分、ベランダ
- 二 給排水衛生設備、電気配線設備、ガス配管設備、避雷針設備、塔屋、集合郵便受箱
- 三 その他専用部分に属さない建物の部分、施設設備

### 第2章 組合の業務

第7条 組合は第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 共有物の利用に伴う維持管理、定期保守点検、清掃、衛生等
- (2) 共有物の諸修繕
- (3) 共有物に対する各種保険の付保
- (4) 規約及び総会の議事録を保管する
- (5) 管理費、修繕積立金、駐輪・駐車場使用料の出納保管
- (6) 共用施設の新設、改造又は除却
- (7) 共用施設の使用にかかわる諸許可認可
- (8) 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務
- (9) 防災に関する業務
- (10) 広報及び連絡業務
- (11) 官公署町内会等との渉外業務
- (12) その他組合員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務

(業務の代行)

第8条 組合は前条の業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせて代行させることができる。

### 第3章 組合員

(組合員の資格)

第9条 組合員たる資格を有する者は本件建物の区分所有権を有する者とする。

(組合加入及び脱退)

第10条 組合員たる資格を有する者は自由の如何を問わず組合に当然加入するものとし、新たに組合員たる資格を取得した者は7日間以内に書面によりその旨を組合に届

け出なければならない。脱退する場合も同様の手続きを取るものとする。

(権利義務の承継)

第11条 本規約は、組合員の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

(本規約の遵守義務)

第12条 組合員並びに同居する者は、本規約及び総会の決議を誠実に遵守しなければならない。又、組合員がその専有部分を第三者に専用使用させる場合も、組合員の責任において第三者に本規約及び総会の決議を遵守させるものとする。

- 二 前項の専用使用をする第三者は、専用使用物件及び共用部分の使用方法につき、組合員が本規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

#### 第4章 費用の負担

(管理費等)

第13条 区分所有者は、敷地および共有部分等の管理に要する費用に充てるため、次の費用（以下「管理費等」という）を「別表」により管理組合に納入しなければならない。

- 一 管理費
- 二 修繕積立金
- 三 駐車場使用料

(管理費)

第14条 管理費は、次の各号に掲げる通常管理に要する経費に充当する。

- 一 公用施設の保守点検及び運転費
- 二 備品費、通信費その他の事務費
- 三 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料
- 四 経常的な補修費
- 五 清掃費、消毒費及びゴミ処理費
- 六 管理委託費
- 七 管理組合の運営に要する費用
- 八 その他敷地及び共用部分等の通常管理に要する費用

(修繕積立金)

第15条 管理組合は、修繕積立金を積み立てるものとする。

2. 修繕積立金は、次の各号に掲げる特別管理に要する費用に充当する場合に限って取り崩す事ができる。

- 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
  - 二 不測の事故その他特別の事由により必要になる修繕
  - 三 敷地及び共用部分等の変更または処分
  - 四 その他敷地及び共用部分の管理に関し、区分所有者全体のために特別に必要となる管理
3. 管理組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもつ

てその償還に充てることができる。

4. 修繕積立金については、管理費とは区別して処理しなければならない。

(管理費等の支払い方法)

第16条 組合員は毎月27日（金融機関休日の場合には翌営業日）に管理費、修繕積立金、駐車場使用料の翌月分を所定の方法にて支払わなければならない。

所定の期日迄に納付しないときは、共用部分及び共用施設の利用を停止されても異議を申し立てることはできない。

(諸費用払戻)

第17条 組合員は資格を喪失した場合において、既に納付した管理費等の払戻しを請求することができない。

(届出)

第18条 組合員は次の場合は予め書面を似て所定の事項を組合に届出なければならない。

- 一 区分所有者の権利承継人が生じた場合、及び第三者が占有使用する場合は、それらの者との連署を似て提出するものとする。
- 二 居住を一定期間留守にする場合。

(共用物の使用)

第19条 組合は、共用部分及び共用施設を本規約に従い、組合員の共同利益を妨げない範囲において利用することができる。

- 一 組合員はその専有部分に附属するバルコニーを専用利用出来る。
- 二 1階各戸に附属する庭を本来目的である庭としてのみ使用する占有権を有する。

(駐車場及びその他の共用部分の使用料)

第20条 (イ) 本駐車場の利用者は本マンション居住者でなければならず、利用者は事由の如何にかかわらずその権利を第三者に転貸、もしくは譲渡してはならない。

(ロ) 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使用料は、それらの管理に要する費用に充てるほか修繕積立金として積み立てる。

(禁止事項)

第21条 組合員は予め書面による組合の承認を得ずに、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 住宅を住宅以外の目的に使用すること。
- 二 建物の外観構造に影響する変更工事の施工。
- 三 共用部分及び共用施設に対する修理、改造、その他現状を変更すること。
- 四 共同生活の秩序をみだすこと。
  - ①環境衛生を乱す塵埃処理。
  - ②嬌声、騒音。
  - ③通路、階段、その他共有施設に私物を放置すること。
  - ④他に迷惑又は危険を及ぼす恐れのある動物を飼育すること。詳細については「ペット飼育細則」に定める。
- 五 電気、ガス、給排水等の諸設備の許容量に影響を及ぼす設備の新設、増設、変更及び器具の使用。
- 六 広告看板等の掲出。

- 七 多量の爆発性、引火性のある物品、又は危険、不潔悪臭のある物品を建物内に搬入すること。
- 八 振動、騒音、電波等により近隣に迷惑を及ぼす行為をする事。
- 九 その他建物の共同の利益に反する行為をする事。
- 十 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用すること。

十一 組合員が鶴瀬スカイマンションの敷地内に理事会の許可なく駐車した場合には、管理組合はその組合員に対し、違約金として2万円を請求することができる。徴収方法は、その組合員による振込若しくはその組合員からの了承を得た上での引き落としとする。なお、緊急時等一時的な駐車の場合は除く。

(損害賠償)

第22条 組合員（但し、その家族及び訪問者等）が故意又は過失により本件建物又は他の組合員に人的又は物的被害を与えたときは、組合員はその請求に従い、直ちに原状回復その他の方法により損害を賠償するものとする。

(共有持分の単独処分及び分割請求禁止)

第23条 (イ) 組合員は、その共有持分につき、自己の専有部分と分離して処分することはできない。  
(ロ) 組合員はその共有持分につき、分割請求することはできない。

第5章 役員

(役員)

第24条 管理組合に次の役員を置く。

- 一 理事長 1名
- 二 副理事長 1名
- 三 会計担当理事 1名
- 四 監事 1名

(役員要件)

第25条 役員はすべて組合員でなければならない。ただし、本条第2項に規定する場合を除く。

2. 役員候補とされた組合員が、当該組合員の役員業務に関する権限を代理する者として、下記の一に該当する居住者を文書により指名した時は、指名された居住者を、役員とすることができる。

- ①現に居住する組合員の、同居人。
- ②外部居住する組合員の、現に居住する親族。
- ③外部居住する組合員の、現に居住する占有者（賃貸人又は使用借人）。

3. 前項の場合において、役員任期中の当該居住者は、当該組合員の総会議決権の白紙委任状を受けたものと見なす。

4. 前項に定める役員は、次の場合当然にその地位を失う。

①第2項に定める要件①②③のいずれにも該当しなくなった時。

②役員が、本規約に基づき当然に役員としての地位を失う要件に該当するとき。

5. 第2項に定める指名を撤回するには、法令に基づいた正当な事由を要するものとし、恣意的な撤回はこれを禁ずる。

(役員任期)

第26条 役員任期は1年とし、再選を妨げないものとする。補欠のために選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

(役員選任)

第27条 役員は組合総会においてこれを選任する。

2. 役員候補者の選出要領は、別に定める輪番制とする。

(役員辞任)

第28条 役員は一身上の都合により辞任するときは、理事会の承認を得なければならない。

(役員義務)

第29条 役員は“区分所有法”の定める本件建物の管理者となり、本組合を代表して組合事務を総括し、且つ、原本となる規約を保管する。

2. 理事長は総会及び理事会の決議に基づき、自己の名において組合の業務を執行することができる。

(理事長)

第30条 理事長は“区分所有”の定める本件建物の管理者となり、本組合を代表して組合事務を統括し、且つ、原本となる規約を保管する。

2. 理事長は総会及び理事会の決議に基づき、自己の名において組合の業務を遂行することができる。

(副理事長)

第31条 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

(監事)

第32条 監事は前任理事の中から選出する。

2. 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の現状を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

3. 監事は、理事会に出席して意見を述べる事ができる。

第6章 総会及び理事会

(総会)

第33条 総会は定例総会及び臨時総会とする。

2. 定例総会は毎年1回4月に、又臨時総会は必要がある時はいつでも理事会の議決を経て、理事長が召集する。理事長は総会の議長をつとめる。

3. 総会は組合員の過半数の出席をもって成立する。

(召集手続)

第34条 総会を招集するには少なくとも会議を開く日の1週間前までに会議の日時、場所お

よび目的を示して組合員に通知を発しなければならない。但し、特別の事情により総会の招集が緊急を要すると理事長が認めた場合は、この期間を短縮することができる。

2. 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をした宛先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員にたいしては、対象物件内の住戸部分の所在地宛てに発するものとする。
3. 第1項の通知は、対象物件に居住する組合員および前項の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これを代えることができる。

(議決権)

第35条 組合員は、その所有する住居1戸につき各1個の議決権を有する。

(議決の方法)

第36条 総会の決議は組合員の総議決権数の半数以上を有する組合員が出席し、その出席者の議決権の過半数をもって決する。

2. 組合員は代理人を以てその議決権を行使することができる。但し、代理権限を証する委任状を提出しなければならない。
3. 可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず組合員総数の4分の3以上及び議決件数の4分の3以上で決する。
  - 一 規約の変更。
  - 二 敷地及び共用部分等の変更(改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く)又は処分。
  - 三 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起。
  - 四 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した共用部分の復旧。
  - 五 その他総会において本項の方法により決議することとした事項。
5. 区分所有法第62条第1項の建替え決議は、4項にかかわらず、組合員総数の5分の4及び議決権総数の5分の4で行う。
6. 前4項第二号において、敷地及び共用部分等の変更又は処分が専有部分は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすときは、その専有部分を所有する組合員、又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、この組合員は正当な理由がなければこれを否定してはならない。

(組合員の総会招集権)

第37条 組合員総数並びに議決権総数の4分の1以上が総会の招集を要求した時は、理事長は1週間以内にこれを招集しなければならない。

(総会議決事項)

第38条 次の事項は総会の決議をえなければならない。

- 一 組合規約の改廃
- 二 役員を選任及び解任
- 三 役員、防火管理者報酬の決定又は変更

- 四 管理費及び専用使用料の決定又は変更並びに賦課の方法
- 五 組合予算の決定及び変更
- 六 組合の運営にかかわる基本の方針の決定、変更
- 七 共用部分及び共用施設の処分変更にかかわる方針の決定
- 八 組合管理部分に関する管理業務委託契約の締結
- 九 その他組合の共同利益にかかわる基本的事項

(議事録の作成及び保管)

第39条 総会の議事は議事録に記録し、議長と出席した理事がこれに署名押印するものとする。

2. 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名捺印しなければならない。

3. 理事長は議事録を保管するものとし、組合員の請求があった時はこれを閲覧させなければならない。

4. 理事長は所定の掲示場所に、議事録及び前条の書面の保管場所を掲示しなければならない。

(理事会)

第40条 理事会は理事をもって構成する。  
理事会の議長は、理事長が努める。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。理事長が2分の1以上の理事の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の会議及び議事)

第42条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。

(議決事項)

第43条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
- 二 規約の変更及び使用細則の制定又は変更に関する案
- 三 その他の総会提出議案
- 四 第22条及び第21条に定める勧告又は指示等
- 五 総会から付託された事項

## 第7章 会計

(会計年度)

第44条 組合の会計年度は毎年3月1日から翌年2月末迄とする。

(経費)

第45条 組合の経費は管理費、修繕積立金、駐輪・駐車場使用料、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計報告)

第46条 理事長は、毎会計年度の収支決算を監事の会計監査を経て定期総会に報告し、その承認を得なければならない。

(帳票類の保管)

第47条 組合は次に掲げる帳票類を保管し、組合員の請求があった時はこれを閲覧させなければならない。

(イ) 会計帳簿

(ロ) 什器備品帳

(ハ) 組合員名簿

(細則)

第48条 組合はこの規約に定め有るものの他、必要と認めたときはこの規約の趣旨に従い細則を定めることができる。

(修繕)

第49条 共用部分の修繕は次の如く区分し、取りおこなう。

(イ) 日常修理

日常維持管理上必要な汚損、破損等の修繕をいう。

(ロ) 計画修繕

一定年数の経過毎に定期的に行う修繕をいう。

(ハ) 特別修繕

不測な事故、その他の事由による修繕又は事故を未然に防止するための修繕をいう。

2. 前項の修繕の内、(イ)は管理者が適切な判断のもとに行う。(ロ)、(ハ)については総会の議決により行う。但し、管理者が緊急な必要を認めた際はこの限りでない。

(修繕費の負担)

第50条 (イ) 専有部分及び専有使用箇所の修繕については、夫々の区分所有権者の負担である。

(ロ) 共用部分の修繕は全区分所有者の負担であり、夫々の持分に応じて負担しなければならない。

(ハ) 各区分所有者及びその関係者の故意又は過失により、共用部分を損傷したと認められるものは、その区分所有者の負担とする。

(防火管理者)

第51条 (イ) 消防法所定の防火管理者は居住する組合員の中から選出する。ただし、第24条に規定する役員を兼ねることを妨げない。

(ロ) 消防署より防火管理者に指示された事項は、総会又は理事会にはかりこれを処理する。

(雑則)

第52条 この規約に定めない事項については、“建物の区分所有等に関する法律”による外、総会の決議により決定するものとする。

附 則

本規約は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則

本規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成17年4月30日から施行する。

(別表第3第20条 駐輪・駐車料金 駐車場使用料を9,000円/月額へ改定)

附 則

本規約は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成20年6月22日から施行する。

(鶴瀬スカイマンション防災会規約追加)

附 則

本規約は、平成24年2月19日から施行する。

(第26条改定、役員報酬変更、組合費追記)

附 則

本規約は、平成24年4月29日から施行する。

(第52条(イ)改定)

附 則

本規約は、平成27年2月27日から施行する。

(第16条改定)

附 則

本規約は、平成30年4月16日から施行する。

(第21条十「住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用すること」追記)

附 則

本規約は、令和3年4月25日から施行する。

(第32条第4項「監事は無報酬とする」削除、別表第2第15条 修繕積立金関係変更 別表第4第38条 役員報酬変更)

鶴瀬スカイマンション防災会規約

「別表第1」 第14条 管理費関係(月額)

(単位:円)

タイプ別	6	2・3・8・9	1・10	4・5	7
金額	8,085	6,694	7,051	5,896	5,434
町会費	100				

「別表第2」 第15条 修繕積立金関係(月額)

(単位:円)

タイプ別	6	2・3・8・9	1・10	4・5	7
金額	24,730	20,250	21,360	17,930	16,510

「別表第3」 第20条 駐輪・駐車料金

(単位:円)

駐車場	駐輪場	バイク置場
月額 9,000 円	月額 100 円	月額 100 円
預り金 15,000 円		

「別表第4」 第38条 役員等報酬関係(月額)

(単位:円)

役 職	理 事 長	副理事長	会計・書記理事	監 事	防火管理者
金 額	6,250	5,250	5,250	5,250	1,000

「別表第5」 組合費

(単位:円)

組合費
月額200円

※外部居住の組合員より徴収

(名称)

第1条 この会は、鶴瀬スカイマンション防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、本会会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、鶴瀬スカイマンション（以下「マンション」という。）居住者の親睦と防災意識の高揚を図り、居住者の生命と財産を守ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出援護、避難誘導及び 応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災用資材等の備蓄に関すること。

(組織)

第5条 本会は、マンションの居住者をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（管理組合理事長をもって充てる。）
- (2) 副会長 1名（管理組合副理事長をもって充てる。）
- (3) 防火管理者 1名（管理組合防火管理者をもって充てる。）
- (4) 会計 1名（管理組合会計担当理事をもって充てる。）
- (5) 監査 1名（管理組合監事をもって充てる。）

2 前項の役員のほか、必要に応じて班長を置くことができる。

3 班長は、役員会に諮り会長が任命する。

4 役員任期は1年とし、再任は妨げない。

5 役員は、無報酬とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、地震等の発生時における応急活動等の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

3 防火管理者は、防災計画を管理する。

4 会計は、本会の会計を処理する。

5 監査は、会計を監査する。

6 班長は、担当班の任務遂行及び連絡調整に当たる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、マンション居住者をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 収支決算案、収支予算案
  - (2) 規約の制定、改正及び廃止に関する事。
  - (3) 防災計画の作成及び変更に関する事。
  - (4) 事業計画に関する事。
  - (5) その他、役員会において必要と認めた事項。
- 5 総会の議長は、会長が務める。
- 6 総会の議決権は、住戸1戸の代表者が有する。
- 7 総会の議事は、前項の出席代表者の過半数で決する。
- 8 前項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席代表者とみなす。

(総会開催の特例)

第10条 総会は、前条に定める方法のほか、期間を定めて書面によって議決権を行使する方法により開催することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条の役員によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を処理する。
  - (1) 収支決算案、収支予算案に関する事。
  - (2) 規約の改正案等に関する事。
  - (3) 防災計画案、事業計画案に関する事。
  - (4) その他の総会提出議案に関する事。
  - (5) 総会から付託された事項の実施に関する事。

(経費)

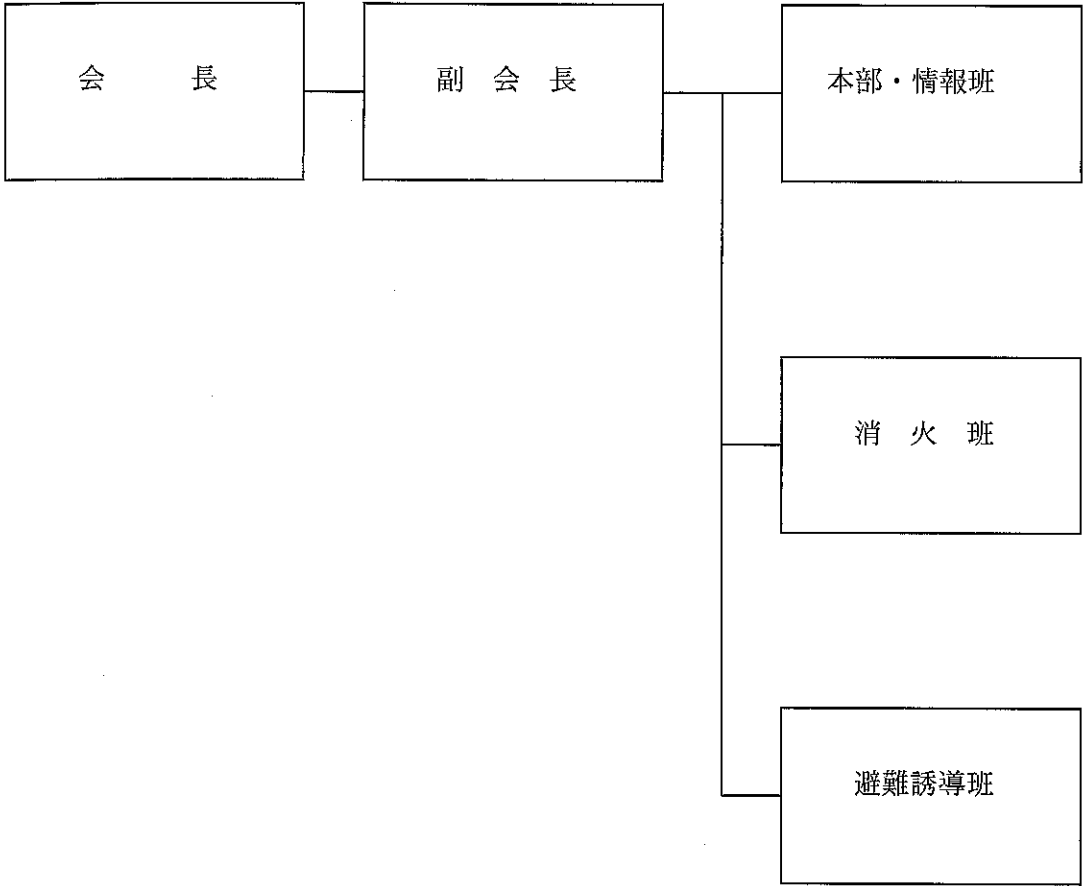
第12条 本会の運営経費は、管理組合からの繰入金その他の収入をもって充てる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会に諮り会長が定める。

附 則

この規約は、平成20年6月22日から施行する。



年 月 日

鶴瀬スカイマンション  
管理組合理事長殿

前区分所有者(組合員) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

新区分所有者(組合員) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 区分所有者(権)変更届

このたび、 \_\_\_\_\_ 号室について( 売買・贈与・相続・その他 )により、  
下記の通り所有者名義を変更しましたので、管理組合理約にもとづき、組合員資格の得喪についてお届けします。

なお、管理費等については、支払い期日が \_\_\_\_\_ 年 月 日の分( \_\_\_\_\_ 月分)  
から、新区分所有者(組合員)の負担とします。なお、貴管理組合に対する旧権利者の債務が存在するときは、新権利者において承継いたします。

記

1. 所有者名義変更年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
2. 新区分所有者(組合員)現住所・連絡先  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_
3. 新居住者の入居(予定)日等 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ・ 未定  
本人入居予定 ・ 賃貸室として使用予定 ・ その他(特記事項)
4. 旧組合員の転出(連絡)先  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_
5. その他特記事項(仲介不動産連絡先等)

年 月 日

鶴瀬スカイマンション  
組合理事長 殿

組合員 氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 組合員移転等届

このたび、 \_\_\_\_\_ 号室について、下記のとおり住所を変更しましたので、管理組合理約にもとづき、お届けします。

記

1. 移 転 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
2. 組合員の転出(連絡)先  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号 ( \_\_\_\_\_ )
3. その他特記事項

以上



鶴瀬スカイマンション  
管理組合理事長 殿

年 月 日

区分所有者

号室

氏名 \_\_\_\_\_ 印

【駐車場・駐輪場・バイク】使用契約解約届

※ 該当に○をして下さい。

年 月 日付にて契約した「使用契約」の解約を下記のとおり届出いたします。

記

1. 区画番号 \_\_\_\_\_

2. 解約日 年 月 日

3. 解約事由 \_\_\_\_\_

4. その他 \_\_\_\_\_

理事長承認印

以上

鶴瀬スカイマンション防災会名簿

(Disaster prevention association list of names)

記入日 年 月 日

部屋番号 (Room No)	号室	電話番号 (Phone)		
お住まいの方の氏名 (Resident's name)			生まれ年 (Born year)	
代表者 (Householder)			明治・大正 昭和・平成	年
2			明治・大正 昭和・平成	年
3			明治・大正 昭和・平成	年
4			明治・大正 昭和・平成	年
5			明治・大正 昭和・平成	年
6			明治・大正 昭和・平成	年
7			明治・大正 昭和・平成	年
8			明治・大正 昭和・平成	年
9			明治・大正 昭和・平成	年
10			明治・大正 昭和・平成	年
緊急時に連絡して欲しい連絡先(A telephon of the emergency)				
氏名 (Name)		電話番号 (Phon)		
氏名 (Name)		電話番号 (Phon)		
※この「鶴瀬スカイマンション防災会名簿」は、万が一の災害などの発生に備える目的で作成します。 1: 緊急時に一人も見逃さない(安否の確認) 2: 緊急時の要援護者を把握 3: 適切な避難誘導 ※個人情報について この名簿は、上記の目的のためだけに使用し、第三者には公開いたしません。 なお、災害などに公的な援助を受けるため、富士見市防災担当課に提供することがあります。				